

## 橿原商工会議所 4階貸室 使用上の注意

### 1. 開室時間及び休館日

開室時間は午前9時～午後10時です。

休室日は土、日、祝日、12月27日～1月4日と特に橿原商工会議所が指定した日

### 2. 申込みの受付

- (1) お電話で空き室の状況を確認し、仮予約をしてください。使用日の3ヶ月前より仮予約を受付けします。
- (2) 所定の申込用紙（使用許可申請書）を仮予約日の2週間前までにご来所の上使用許可申請書を提出してください。
- (3) 申請書を受理後請求書を送りいたしますので、使用料は原則として使用当日までに、現金もしくは振込にて納付して下さい。尚、いったん納められた使用料はお返し致しません。

### 3. 入室及び使用の制限

次の場合は、入室又は使用の承認を致しません。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 貸室の施設又は設備を破損、滅失又は、著しく汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 貸室の管理上、支障があると認められたとき。

### 4. 使用の取消等

次の場合には、使用を停止することがあります。

- (1) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (2) 貸室の施設、設備等を使用目的以外に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (4) 使用权を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (5) 貸室の管理上、又は公益の確保のため必要があると認められたとき。

### 5. 貸室の設営

- (1) 机、椅子等の出し入れは、事務局と相談の上、使用者がその時間内に行ってください。
- (2) 机、椅子等に関しては、使用前と同じ状態に戻して下さい。

### 6. 荷物の搬入出について

会館正面エレベーターは、原則的に人専用エレベーターですので、荷物の搬入出については事務局の許可を得て下さい。

### 7. 使用方法等の打合せ

使用日までに催しを円滑に進行させるため、催しの進め方、その他必要な事項について、打ち合わせを行いますので、スケジュール等はその際に提出できるようご準備下さい。

## 8. 駐車場

橿原市商工経済会館には駐車場がありませんので、電車、バスを利用して来館されるよう周知をして下さい。  
駐輪場をご利用の際は、事務局が指示した場所へ整列して停めるようにしてください。(駐輪場には台数に限りがあります。)

尚、車で来館される場合は会館北側の市営駐車場(有料)をご利用下さい。

又、駐車場の割引等は一切ございません。

## 9. 給湯室の使用

湯茶等は、湯沸室を利用し、お茶は使用者で用意して下さい。

又、湯飲み茶碗は使用后、洗ってもとの場所に返却して下さい。

## 10. 安全管理

火災、盗難、停電、妨害、その他の事故発生防止のため、会場に所要の係員を配置し安全管理に万全を期して下さい。

貸室管理者の指示、又は要請があったときは事故発生防止の措置をして下さい。使用者は、非常に備え非常口を確認しておくとともに出入り口等避難の妨げとなる場所に荷物を置かないで下さい。

### 11. 火気の使用

各貸室等において裸火等を使用することは一切禁止しております。

### 12. 事故の責任

火災、盗難、停電、妨害、その他の事故により、使用者等に損害を生じたときは、会館に重大な過失がない限り、責任を負いかねますので万全の措置をして下さい。

事故発生の際は、直ちに応急措置をとるとともに、すみやかに橿原商工会議所に連絡して下さい。

### 13. 盗難及び紛失

当貸室内に置いて盗難・紛失等があった場合の責任は一切お受けできませんので各自、管理をお願いします。

又、展示会等で夜間当貸室に商品等を置いて帰られた場合も責任を負いかねますので、ご承知の上、実行して下さい。

### 14. 危険物発見時の措置

使用者は、貸室内に危険物等を持ち込ませないことはもちろん、使用中に持ち主のない物を発見したときは、直ちに橿原商工会議所に連絡下さい。

### 15. 施設、設備、器材、器具の取り扱い

承認を得ないでポスター、貼り紙、又は、「くぎ」の類を打ち込まないで下さい。

器材、器具、机、椅子の使用や使用終了後原状に回復する場合には、橿原商工会議所の指示を受け大切に取り扱いして下さい。

施設または設備を損傷滅失したときは、時価にて賠償していただきます。

#### **16. 飲食、喫煙等について**

貸室内での喫煙・飲食は禁止していますので、所定の場所でおねがいします。

※所定の場所とは会館外部階段、ロビー（喫煙のみ）をいいます。

#### **17. けん騒にわたる行為の禁止**

貸室内において人声、楽器、拡声器等により、けん騒にわたる行為は禁止します。

#### **18. 営利行為等の禁止**

承認を得ないで、貸室内において寄付金を募集し、物品を販売し、飲食物を提供し又は、使用者以外の者を利用して、これらを行わせることは固くお断りします。

#### **19. その他**

以上の諸注意が守られない場合は、使用の中止及び今後の使用を断る場合がありますのでご了承下さい。

その他不明な点については櫃原商工会議所（TEL.0744-28-4400）へお問い合わせください。